

○四街道市住宅リフォーム補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は、住宅の品質確保の促進、住宅関連産業を中心とする市内産業の活性化及び本市への定住促進を図るため、市内に住宅を所有し、かつ、居住する者の行うリフォーム工事に要する経費に対し、予算の範囲内において、住宅リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム工事 住宅の増（減）築、修繕及び模様替えに係る別表に掲げる工事であって、本市で実施している他の補助金又は助成金の制度がないものをいう。
- (2) 市内施工業者 市内に本店を有する法人（所得税の源泉徴収義務があり個人住民税の特別徴収を実施していない法人及び市税を滞納しているものを除く。）又は市内に事業所を有する個人事業者（市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納している者を除く。）で、リフォーム工事を行うものをいう。
- (3) 併用住宅 居住の用に供する部分の床面積が、当該住宅の延べ床面積の2分の1以上のものをいう。
- (4) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から居住する者の生命を守るため、原則として住宅内の1階部分に設置する部屋型の装置であって、地盤又は住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）に固定されているものをいう。

(補助の対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する一戸建て住宅、共同住宅又は併用住宅であること。
- (2) 自己の居住の用に供するものであること。ただし、マンションその他の同一棟内に独立して居住の用に供する部分が複数ある共同住宅にあつては自己の占有する部分

に、自己の居住の用に供する部分の他に店舗、事務所、賃貸住宅その他事業の用に供する部分がある併用住宅にあつては自己の居住の用に供する部分に限る。

- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第3章並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項及び同法第3章の規定に違反していないこと。

（補助の対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる要件を満たす工事の費用の額とする。

- (1) 市内施工業者によるリフォーム工事であること。
(2) 工事金額（消費税及び地方消費税を除く。）が20万円以上のリフォーム工事であること。

- 2 共同住宅及び併用住宅のリフォーム工事については、個人住宅部分を補助対象とし、併用住宅の屋根、外壁その他の共用部分の工事を伴う場合の補助対象経費は、当該住宅の居住の用に供する部分の床面積を延べ床面積で除して得た値を当該リフォーム工事の費用に乗じて得た額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象住宅について、補助対象経費の100分の10の額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 申請時において、1年以上継続して本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
(2) 第3条に定める補助対象住宅を自ら所有し、かつ、現に居住している者
(3) 交付確定のあった日から継続して補助対象住宅に10年以上居住する意思を有する者
(4) 市税等を滞納していない者
(5) 以前にこの告示による補助金を受けていない者

- 2 申請者は、四街道市住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる

書類を添付して、リフォーム工事に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- (2) 補助対象住宅の案内図
- (3) 申請者及び市内施工業者の市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- (4) リフォーム工事前の住宅の状況が明らかになる写真
- (5) リフォーム工事に係る工事見積書の写し
- (6) リフォーム工事の内容を明らかにする図面及び仕様書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、四街道市住宅リフォーム補助金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第8条 前条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、当該決定を受けた後に、第6条第2項の申請内容を変更しようとするとき又は取り下げようとするときは、四街道市住宅リフォーム補助金交付申請内容変更等承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更箇所の写真
- (2) 変更後の工事見積書の写し
- (3) 変更内容を明らかにする図面及び仕様書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果を四街道市住宅リフォーム補助金交付申請内容変更等承認・不承認通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(着手届)

第9条 補助対象者は、リフォーム工事に着手するときは、四街道市住宅リフォーム補助金工事着手届（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る契約書の写し
- (2) 工事工程表
- (3) その他市長が必要と認める書類

(検査)

第10条 補助対象者は、リフォーム工事における主たる工事を実施した後で、市長と日程の調整をした上で四街道市住宅リフォーム補助金工事検査申請書（様式第6号）を提出し、検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該リフォーム工事の施工者の立会いを求めることができる。
- 3 補助対象者及び市内施工業者は、当該検査に協力しなければならない。
- 4 市長は、当該検査の結果、施工工事の内容が設計と異なると認めるときは、補助対象者に工事の改善を四街道市住宅リフォーム補助金工事検査結果指示書（様式第7号）により指示することができる。
- 5 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、リフォーム工事が完了したときは、第7条第1項の交付決定のあった日の属する年度の1月末日までに四街道市住宅リフォーム補助金工事完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る領収書の写し
- (2) リフォーム工事の工事中及び工事完了後の状況を明らかにする写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四街道市住宅リフォーム補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者が、補助金の交付を請求しようとするときは、第7条第1項の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに四街道市住宅リフォーム補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容(補助対象者の死亡、病院等への入院又は入所その他やむを得ないと市長が特に認めた場合により第6条第1項第2号又は第3号に該当しなくなった場合を除く。)若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、四街道市住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、四街道市住宅リフォーム補助金返還命令書(様式第12号)により行うものとする。

(調査)

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため必要と認めるときは、補助対象者に対して調査することができる。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(失効等)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 この告示の失効の際、現に前項の規定による失効前の四街道市住宅リフォーム補助金交付要綱第7条の規定により市長が補助金の交付の決定をした者に係る第14条から第16条までの規定については、この告示は同項の規定による失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第2条)

リフォーム工事

区分	工事内容
増(減)築	住宅の床面積を増加(減少)させる工事
修繕及び模様替え	内外装工事
	外構工事(ブロック塀、石塀及びバリアフリー対応工事)
	断熱・防音工事(屋根、天井、壁、床、窓・ガラスの交換)
	給排水・給湯・ガスの設備工事
	電気設備工事
	耐震シェルター設置工事
	家具転倒防止金具(器具)取付工事
	バリアフリー対応工事
その他市長が認める工事	

備考 機器・器具の設置又は交換の経費は、補助対象経費とはならないものとする。